

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
表紙	<p style="text-align: center;">農林土木業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和5年版</p> <p style="text-align: center;">令和6年2月</p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>	表紙	<p style="text-align: center;">農林土木業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和6年版</p> <p style="text-align: center;">令和6年12月</p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>	<p>改正年月更新 以下他業務表紙も 同じため掲載省略</p>

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
測量	測量業務共通仕様書 第1編 共通編	測量	測量業務共通仕様書 第1編 共通編	
共通編-2	<p>第1条 適用</p> <p>3 特記仕様書、図面、共通仕様書若しくは指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>1 共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「発注者」とは、知事及び知事の委任を受けて業務委託契約の締結を行うかい長をいう。</p> <p>(2) 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>(5) 「業務代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(6) 「主任技術者」とは、現場における業務施行の技術上の管理を司る者で、約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(9) 「契約書」とは、「業務委託契約の書式の改正について」（平成11年3月17日付け管第508号農林水産部長・土木部長・都市住宅部長通知）に基づいて作成された書類をいう。</p>	共通編-2	<p>第1条 適用</p> <p>3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「発注者」とは、契約担当者（静岡県財務規則第2条に規定する契約担当者）をいう。</p> <p>(2) 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>(5) 「業務代理人等」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う業務代理人及び主任技術者で、約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(6) 「主任技術者」とは、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。</p> <p>(9) 「契約書」とは、静岡県が定めた「業務委託契約書」をいう。</p>	<p>字句修正</p> <p>番号削除</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>主任技術者を追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
共通編-3	<p>(29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、承諾については署名を、それ以外の場合は記名したものを有効とする。電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>(34) 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。</p> <p>((35) 新設)</p> <p>((36) 新設)</p> <p>((37) 新設)</p>	共通編-3	<p>(29) 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>(34) 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。</p> <p>(35) 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>(36) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>(37) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>字句修正</p> <p>誤字訂正</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>
共通編-4	<p>第5条 業務実施</p> <p>測量業務等は、静岡県の定める公共測量作業規程（以下「規程」という。）及び測量作業規程の運用基準により実施するものとする。ただし、森林整備保全事業に係るものは森林整備保全 測量編によるものとする。</p> <p>(2 新設)</p>	共通編-4	<p>第5条 業務実施</p> <p>1 測量業務等は、静岡県公共測量作業規程（以下「規程」という。）及び作業規程の準則（平成20年3月31日国土交通省告示第413号）により実施するものとする。ただし、森林整備保全事業に係るものは森林整備保全 測量編によるものとする。</p> <p>2 本業務において、測量法（昭和24年法律第188号）第5条第1号及び第2号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか発注者に確認すること。また、業務着手後に公共測量に該当することとなる場合には、直ちにその旨を監督員に報告するものとする。なお、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、監督員が必要に応じて、第22条第1項の規定に基づき指示できるものとする。</p>	<p>採番基準の修正</p> <p>新設</p>

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
共通編-5	<p>第11条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>	共通編-5	<p>第11条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>	「低価格入札」関係：県基準と異なるため削除
共通編-6	<p>第12条 打合せ等</p> <p>1 測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>（4 新設）</p> <p>（5 新設）</p>	共通編-6	<p>第12条 打合せ等</p> <p>1 測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>4 打合せの想定回数は、設計図書による。</p> <p>5 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>	字句修正 新設 新設
共通編-7	<p>第15条 関係官公庁への手続き</p> <p>(3) 製品仕様書 ・ 測量成果の種類、内容、構造、品質等を規定した「地理空間データを作成するための詳細な設計書」である製品仕様書を作成するに当たっては、次のサイトを参考にすること。 製品仕様書参考事例 https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou_index.html</p> <p>(4) 測量成果 ・ 中間打合せ時において、国土地理院からの助言書に基づいた測量成果の内訳について監督員より説明・指示を受け、その指示に従って測量成果を作成すること。 ・ 「公共測量ビューア・コンバータ（公共測量成果検査支援ツール）」を利用して簡易検査を行い、問題がないことを確認してから提出すること。 公共測量成果検査支援ツール（公共測量ビューア・コンバータ） https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/sien/pindex.html</p>	共通編-7	<p>第15条 関係官公庁への手続き</p> <p>(3) 製品仕様書 ・ 測量成果の種類、内容、構造、品質等を規定した「地理空間データを作成するための詳細な設計書」である製品仕様書を作成するに当たっては、国土地理院のwebサイトを参考にすること。 製品仕様書参考事例 「地理情報標準プロファイル（JPGIS）」</p> <p>(4) 測量成果 ・ 中間打合せ時において、国土地理院からの助言書に基づいた測量成果の内訳について監督員より説明・指示を受け、その指示に従って測量成果を作成すること。 ・ 「公共測量ビューア・コンバータ（公共測量成果検査支援ツール）」を利用して簡易検査を行い、問題がないことを確認してから提出すること。 国土地理院webサイト参照 「公共測量成果検査支援ツール（公共測量ビューア・コンバータ）」</p>	アドレス変更、検索キーワード記載
共通編-9	<p>第20条 検査</p> <p>2 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>	共通編-9	<p>第20条 検査</p> <p>2 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して、検査日を連絡するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>	字句修正

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
共通編-10	<p>第25条 一時中止</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、協力者等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</p>	共通編-10	<p>第25条 一時中止</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</p>	字句修正
共通編-12	<p>第32条 個人情報の取扱い</p> <p>1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、測量業務等に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律、静岡県個人情報保護条例等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>9 (1)新設</p>	共通編-12	<p>第32条 個人情報の取扱い</p> <p>1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、測量業務等に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>9 管理の確認等 (1)受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</p>	法令の改廃による削除。字句修正 管理の確認等について追記
	<p>発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p>	共通編-13	<p>(2)発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p>	番下げ
共通編-13	<p>第33条 安全等の確保</p> <p>1 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和4年2月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう協力者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>5 (6) 新設</p> <p>7 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び協力者等の安全確保に努めなければならない。</p>	共通編-13	<p>第33条 安全等の確保</p> <p>1 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達・最新版）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>5 (6)受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</p>	更新 字句修正 新設
		共通編-14	<p>7 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p>	字句修正
共通編-16	<p>第38条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p>	共通編-16	<p>第38条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。使用人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p>	字句修正
	<p>(第41条 新設)</p>	共通編-17	<p>第41条 環境負荷低減への取組</p> <p>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境法令を遵守するとともに、環境負荷低減への取組に努めるものとする。 (環境負荷低減への取組例) (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等） (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用 (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達 (4) 生物多様性に配慮した事業実施 (5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p>	新設

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
設計	設計業務等共通仕様書(農林土木工事) 第1編 共通編 第1章 総則	設計	設計業務等共通仕様書(農林土木工事) 第1編 共通編 第1章 総則	
共通編-3	<p>第1条 適用</p> <p>3 特記仕様書、図面、共通仕様書若しくは指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>1 共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「発注者」とは、知事及び知事の委任を受けて業務委託契約の締結を行うかい長をいう。</p> <p>(2) 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>(10) 「契約書」とは、「業務委託契約の書式の改正について」(平成11年3月17日付け管第508号農林水産部長・土木部長・都市住宅部長通知)に基づいて作成された書類をいう。</p>	<p>共通編-3</p> <p>第1条 適用</p> <p>3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「発注者」とは、契約担当者(静岡県財務規則第2条に規定する契約担当者)をいう。</p> <p>(2) 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>(10) 「契約書」とは、静岡県が定めた「業務委託契約書」をいう。</p>	<p>字句修正</p> <p>番号削除</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>	
共通編-4	<p>(28) 新設</p> <p>(28) ~ (29) 番号送り</p> <p>(30) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、承諾については署名を、それ以外の場合は記名したものを有効とする。電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p>	<p>共通編-4</p> <p>(28) 「提示」とは、受注者が監督員または検査員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>(29) ~ (30) 番号送り</p> <p>(31) 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名又は押印を含む)したものを有効とする。</p>	<p>新設</p> <p>番号送り</p> <p>字句修正</p>	
共通編-5	<p>(31) ~ (37) 番号送り</p> <p>(38) 新設</p> <p>(39) 新設</p> <p>(40) 新設</p>	<p>共通編-5</p> <p>(32) ~ (38) 番号送り</p> <p>(38) 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>(39) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>(40) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>番号送り</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>	
共通編-6	<p>第8条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>5 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において記名のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p>	<p>共通編-7</p> <p>第8条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>5 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p>	<p>R3照査要領の変更に対応</p>	

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
共通編-7	<p>第10条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>		<p>第10条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）</p> <p>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>	「低価格入札」関係：県基準と異なるため削除 「登録内容確認書」関係：土木仕様書と字句統一
共通編-8	<p>第11条 打合せ等</p> <p>4 打合せ（対面）の回数は、特記仕様書又は設計書による。</p> <p>（5 新設）</p>	共通編-8	<p>第11条 打合せ等</p> <p>4 打合せの想定回数は、設計図書による。</p> <p>5 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>	字句修正 新設
共通編-10	<p>第17条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和5年3月）（以下「要領」）」という。に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年10月）」に基づくものとする。</p> <p>第19条 検査</p> <p>2 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>	共通編-10	<p>第17条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・最新版）（以下「要領」）」という。に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年10月）」に基づくものとする。</p> <p>第19条 検査</p> <p>2 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して、検査日を連絡するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>	字句修正
共通編-11	<p>第24条 一時中止</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、協力者等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</p>	共通編-12	<p>第24条 一時中止</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、利用者等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</p>	字句修正
共通編-13	<p>第31条 個人情報の取扱い</p> <p>1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、設計業務等に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律、静岡県個人情報保護条例等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	共通編-13	<p>第31条 個人情報の取扱い</p> <p>1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、設計業務等に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	法令の改廃による削除 字句修正

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
共通編-14	<p>9 (1)新設</p> <p>発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>第32条 安全等の確保</p> <p>3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう協力者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p>	共通編-14	<p>9 管理の確認等</p> <p>(1)受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</p> <p>(2)発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>第32条 安全等の確保</p> <p>3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p>	<p>新設</p> <p>番送り</p>
	<p>5 (4) 新設</p>	共通編-15	<p>5 (4)受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</p>	新設
共通編-15	<p>7 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び協力者等の安全確保に努めなければならない。</p>		<p>7 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p>	字句修正
共通編-17	<p>第37条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p>	共通編-17	<p>第37条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。使用人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p>	字句修正
	<p>(第39条 新設)</p>	共通編-18	<p>第39条 環境負荷低減への取組</p> <p>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境法令を遵守するとともに、環境負荷低減への取組に努めるものとする。 (環境負荷低減への取組例)</p> <p>(1)オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)</p> <p>(2)プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</p> <p>(3)環境負荷低減に配慮したものの調達</p> <p>(4)生物多様性に配慮した事業実施</p> <p>(5)みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p>	新設
共通編-18	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1条 環境配慮の条件 (新設)</p> <p>4 受注者は、業務の実施に当たり、地域の生態系や農村景観の保全など環境との調和に配慮するものとする。</p>	共通編-19	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1条 環境配慮の条件</p> <p>4 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国土交通省 平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、業務の実施に当たり、地域の生態系や農村景観の保全など環境との調和に配慮するものとする。</p>	<p>新設</p> <p>番送り</p>
	<p>(第5条 新設)</p>	共通編-20	<p>第5条 維持管理への配慮</p> <p>受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</p>	新設

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)				頁	改正				備考	
農地編	第2編 農地 設計編				農地編						
農地編-4	第1章 設計業務等一般 第5条 設計業務の成果 (2) 設計計算等 計算項目は、特記仕様書によるものとする。				農地編-4	第1章 設計業務等一般 第5条 設計業務の成果 (2) 設計計算等 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。				字句追加	
農地編-5	(7) 報告書には、次に示す事項について記載しなければならない。 ア 報告書の製本の表紙には業務等の標題を契約図書により印字するものとする。 イ 設計計算書、数量計算書、図面等は必要に応じて箱詰め(報告書とは別様)とし前号同様標題を印字するものとする。 ウ 報告書の大きさはA-4判を標準とし、うちダイジェスト版はA-3判を基本とする。 エ 図面袋又は箱の裏には、図面の内容を記入または添付する。 オ 原図を提出する場合の紙質は、コピー用紙又はトレーシングペーパーを用いるものとする。 カ 報告書表紙の次ページに受託者名〔住所、電話番号、FAX番号〕、管理技術者、照査技術者及び技術担当者の一覧表を記載するものとする。				農地編-5	(7) 報告書には、次に示す事項について記載しなければならない。 ア 報告書の大きさはA-4判を標準とし、ダイジェスト版はA-3判を基本とする。 イ 報告書表紙の次ページに受託者名、管理技術者、照査技術者及び業務の担当者の一覧表を記載するものとする。				字句修正	
農地編-6	主要技術基準及び参考図書					主要技術基準及び参考図書					
	番	図書名	制定年月日	制定	備考	番	図書名	制定年月日	制定	備考	
		土地改良事業計画設計基準・計画				農地編-7	土地改良事業計画設計基準・計画				
	13	農道	H13.8	農村振興局	一部改正H17.9、H19.3	13	農道	R6.3	農村振興局	改正等	
		土地改良事業計画設計基準・設計					土地改良事業計画設計基準・設計				
	2	頭首工	H20.3	農村振興局		農地編-8	2	頭首工	R6.3	農村振興局	改正等
	7	農道	H17.3	農村振興局		7	農道	R6.3	農村振興局	改正等	
農地編-8	11	地震後のため池点検緊急マニュアル	H19.6	農地保全課			(削除)			削除	
	14	ため池耐震点検・調査の留意点	H29.6	農地保全課			(削除)			削除	
農地編-9		(番号12、13、15、16)					(番号11、12、13、14)			連番修正	
		その他の図書(主なもの)				農地編-10	その他の図書(主なもの)				
		コンクリート標準示方書[設計編]	H30.3	土木学会			[2022年制定]コンクリート標準示方書[設計編]	R5.3	土木学会	改正等	
農地編-10		コンクリート標準示方書[施工編]	H30.3	土木学会			2023年制定 コンクリート標準示方書[施工編]	R5.9	土木学会	改正等	
		コンクリート標準示方書[ダムコンクリート編]	H25.10	土木学会			2023年制定 コンクリート標準示方書[ダムコンクリート編]	R5.9	土木学会	改正等	
		コンクリート標準示方書[維持管理編]	H30.10	土木学会			2022年制定 コンクリート標準示方書[維持管理編]	R5.3	土木学会	改正等	
		コンクリート標準示方書[規準編]	H30.10	土木学会			2023年制定 コンクリート標準示方書[規準編]	R5.9	土木学会	改正等	
		(新設)					2022年制定 コンクリート標準示方書[基本原則編]	R5.3	土木学会	追加	
		水管橋設計基準	H11.6	日本水道鋼管協会			WSP 007-2023 水管橋設計基準	R4.8	日本水道鋼管協会	改正等	
		水管橋設計基準 耐震設計編	H19.3	日本水道鋼管協会			WSP064-2023 水管橋設計基準(耐震設計編)	R4.8	日本水道鋼管協会	改正等	
		水道施設設計指針・解説	H24	日本水道協会			水道施設設計指針・解説(2012年版)	H24	日本水道協会	改正等	
		水道施設耐震工法指針・解説	H21	日本水道協会			水道施設耐震工法指針・解説 2022年版	R4	日本水道協会	改正等	

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)				頁	改正				備考
	土木構造物標準設計 第1巻の手引き (側こう・暗きょ類)	H12.9	全日本建設技術協会			土木構造物標準設計 第1巻の手引き (側こう類・暗きょ類)	H12.9	全日本建設技術協会		脱字修正
	設計便覧(道路編)	各整備局	国土交通省			道路設計要領	H26.3	中部地方整備局		修正
	経営体育成基盤整備事業便覧	H17.3	構造改善局			静岡県橋梁設計要領	R3.10	交通基盤部道路局		削除・追加
農地編-11	第2章 工種別設計・計画作業 第3条 工種別作業内訳					第2章 工種別設計・計画作業 第3条 工種別作業内訳				以下国改訂による
農地編-12	3-1 頭首工設計 頭首工設計作業内訳表<<構想設計>> 作業項目 作業内容 1 準備作業 1-1 現地調査 頭首工予定地及び周辺の地形、地質、現況諸施設について、構想設計のための必要な現地調査を行う。 2 設計計画 2-1 河川計画の検討 河川計画が未定の時、洪水量、河川断面を決定する。 【河川の流出解析を含める場合は別途指示する。】 4 基礎の検討 基礎型式の概略検討を行う 9 調査試験計画 基本設計を行うために必要な各種調査、試験の項目、内容を決定する。				農地編-12	3-1 頭首工設計 頭首工設計作業内訳表<<構想設計>> 作業項目 作業内容 1 準備作業 1-1 現地調査 頭首工予定地及び周辺の地形、地質、現況、諸施設について、構想設計のために必要な現地調査を行う。 2 設計計画 2-1 河川計画の検討 河川計画が未定の時、洪水量、河川断面を決定する。 【河川の流出解析を含める場合や流出解析により洪水量を決定する場合は別途指示する。】 4 基礎の検討 基礎形式の概略検討を行う 9 調査試験計画 基本設計を行うために必要な各種調査、試験の項目、内容を決定する。 【既に十分な調査試験が行われている場合は実施について監督員と協議すること。】				
農地編-13	頭首工設計作業内訳表<<基本設計>> 作業項目 作業内容 1 準備作業 1-1 現地調査 頭首工予定地及び周辺の地形、地質、現況諸施設について、基本設計のために必要な現地調査を行う。 2 設計計画 2-1 河川計画の検討 河川計画が未定の時、洪水量、河川断面を決定する。 【河川の流出解析を含める場合は別途指示する。】 2-4 型式の検討 堰の型式、取水方式、基礎、止水及びびゲート型式操作方法を決定する。 【ゲート型式の比較検討は含むが、ゲートの詳細設計及び操作規定の作成を含める場合は別途指示する。】				農地編-13	頭首工設計作業内訳表<<基本設計>> 作業項目 作業内容 1 準備作業 1-1 現地調査 頭首工予定地及び周辺の地形、地質、現況、諸施設について、構想設計のために必要な現地調査を行う。 2 設計計画 2-1 河川計画の検討 河川計画が未定の時、洪水量、河川断面を決定する。 【河川の流出解析を含める場合や流出解析により洪水量を決定する場合は別途指示する。】 2-4 型式の検討 堰の型式、取水方式、基礎、止水、ゲート型式、操作方法を決定する。 【ゲート型式の比較検討は含むが、ゲートの詳細設計及び操作規程の作成を含める場合は別途指示する。】				
農地編-14	頭首工設計作業内訳表<<実施設計>> 作業項目 作業内容 1 準備作業 1-1 現地調査 頭首工予定地及び周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。 2 設計計画 2-1 河川計画の検討 河川計画が未定の時、洪水量、河川断面を決定する。 【河川の流出解析を含める場合は別途指示する。】 2-4 型式の検討 堰の型式、取水方式、基礎、止水、ゲート型式操作方法を決定する。 【ゲート型式の比較検討は含むが、ゲートの詳細設計及び操作規定の作成を含める場合は別途指示する。】 3-3 堰体及び護床工 土砂吐、洪水吐、固定堰等の詳細な水理計算を行う				農地編-14	頭首工設計作業内訳表<<実施設計>> 作業項目 作業内容 1 準備作業 1-1 現地調査 頭首工予定地及び周辺の地形、地質、現況、諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。 2 設計計画 2-1 河川計画の検討 河川計画が未定の時、洪水量、河川断面を決定する。 【河川の流出解析を含める場合や流出解析により洪水量を決定する場合は別途指示する。】 2-4 型式の検討 堰の型式、取水方式、基礎、止水、ゲート型式、操作方法を決定する。 【ゲート型式の比較検討は含むが、ゲートの詳細設計及び操作規程の作成を含める場合は別途指示する。】 3-3 堰体及び護床工 土砂吐、洪水吐、固定堰等の詳細水理計算を行う				

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
	3-4 取水工	取水工全体について詳細な水利計算を行う。	農地編-15	3-4 取水工	取水工全体について詳細水利計算を行う。	
	3-5 沈砂池	沈砂池全体について詳細な水利計算を行う。		3-5 沈砂池	沈砂池全体について詳細水利計算を行う。	
	3-6 魚道及び下流放流工	魚道及び下流放流工全体について詳細な水利計算を行う。		3-6 魚道及び下流放流工	魚道及び下流放流工全体について詳細水利計算を行う。	
	4 構造計算			4 構造計算		
農地編-15	4-1 固定堰	固定堰の詳細な構造計算を行う。	農地編-15	4-1 固定堰	固定堰の詳細構造計算を行う。	
	4-2 堰体	堰体の詳細な構造計算を行う。		4-2 堰体	堰体の詳細構造計算を行う。	
	4-3 堰柱	堰柱 3 タイプ程度の詳細な構造計算を行う。		4-3 堰柱	堰柱 3 タイプ程度の詳細構造計算を行う。【レベル2地震動による検討は別途指示する】	
	4-4 取水工	取水工の詳細な構造計算を行う。 【大規模な河川堤防横断、樋管、樋門工を含める場合は別途指示する。】		4-4 取水工	取水工の詳細構造計算を行う。 【大規模な河川堤防横断、樋管、樋門工を含める場合は別途指示する。】	
	4-5 護岸工	護岸のタイプを決定し、3 タイプ程度の詳細な構造計算を行う。		4-5 護岸工	護岸のタイプを決定し、3 タイプ程度の詳細構造計算を行う。【計算タイプが多い場合は別途指示する】	
	4-6 魚道	魚道の詳細な構造計算を行う。		4-6 魚道	魚道の詳細構造計算を行う。	
	4-7 沈砂池	沈砂池の詳細な構造計算を行う。		4-7 沈砂池	沈砂池の詳細構造計算を行う。	
	4-8 下流放流工	下流放流工の詳細な構造計算を行う。		4-8 下流放流工	下流放流工の詳細構造計算を行う。	
	4-9 管理橋	管理橋の詳細な構造計算を行う。		4-9 管理橋	管理橋の詳細構造計算を行う。【レベル2地震動による検討は別途指示する】	
	4-10 巻上機室	巻上機室の詳細な構造計算を行う。		4-10 巻上機室	巻上機室の詳細構造計算を行う。	
	4-11 管理室	管理室の詳細な構造計算を行う。		4-11 管理室	管理室の詳細構造計算を行う。	
	6-3 堰体	堰体の一般構造図、配筋図等詳細な図面を作成する。		6-3 堰体	堰体の一般構造図、配筋図等詳細な図面を作成する。	
	6-4 堰柱	堰柱の一般構造図、配筋図等詳細な図面を作成する。		6-4 堰柱	堰柱の一般構造図、配筋図等詳細な図面を作成する。	
	農地編-16	3-2 ポンプ場設計		農地編-16	3-2 ポンプ場設計	
ポンプ場設計作業内訳表<<構想設計>>		ポンプ場設計作業内訳表<<構想設計>>				
作業項目		作業内容	作業項目		作業内容	
2-2 ポンプ及び付帯設備機場規模の検討		機場諸施設の配置、規模の概略検討を行う。	2-2 ポンプ及び付帯設備機場規模の検討		機場諸施設の配置、規模の概略を検討をする。	
ポンプ場設計作業内訳表<<基本設計>>		ポンプ場設計作業内訳表<<基本設計>>				
作業項目		作業内容	作業項目		作業内容	
2-2 ポンプ及び付帯設備機場規模の検討		機場諸施設の配置及び規模を概定する。	2-2 ポンプ及び付帯設備機場規模の検討		機場諸施設の配置、規模を概定する。	
農地編-17	5 樋門、樋管工の設計		農地編-17	5 樋門、樋管工の設計		
	5-1 躯体工	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算を含める場合は別途指示する。 【基礎工は杭基礎を標準とし、ゲート等の機器設備設計を含める場合は別途指示する。】		5-1 躯体工	【機場工に附帯して設置する場合を対象とする。単独構造物の場合は別途指示する。】 主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算を含める場合は別途指示する。 【基礎工は杭基礎を標準とし、ゲート等の機器設備設計を含める場合は別途指示する。】	
	ポンプ場設計作業内訳表<<実施設計>>			ポンプ場設計作業内訳表<<実施設計>>		
農地編-18	作業項目	作業内容	農地編-18	作業項目	作業内容	
	4-4 機場本体	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。		4-4 機場本体	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。【機場本体が独立した構造の場合に適用する】	

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
	5 樋門、樋管工の設計 5-1 躯体工	安定構造計算、配筋計算を行う。【ゲート等の機器設備設計を含める場合は別途指示する。】		5 樋門、樋管工の設計 5-1 躯体工	【機場工に附带して設置する場合は対象とする。単独構造物の場合は別途指示する。】 安定構造計算、配筋計算を行う。【ゲート等の機器設備設計を含める場合は別途指示する。】	
農地編-45	3-4 ほ場整備設計 ほ場整備設計作業内訳表<<基本設計>>		農地編-45	3-4 ほ場整備設計 ほ場整備設計作業内訳表<<基本設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	1-2 土壌調査	計画対象地区の土壌現況を把握し、土壌分類図(1/5,000)を作成するため、試坑し土壌断面の観察、分析試料の収集を行う。又、検土杖による試穿調査を行う。【試坑は、深度1mとし、25haに1点又は各土塊別に1点行う試穿調査は1haに1点とする。】		1-2 土壌調査	計画対象地区の土壌現況を把握し、土壌分類図(1/5,000)を作成するため、試坑し土壌断面の観察、分析試料の収集を行う。又、検土杖による試穿調査を行う。【試坑は、深度1mとし、25haに1点又は各土塊別に1点行う試穿調査は1haに1点とする。土壌の分析は別途指示する。】	
	1-3 地耐力調査	コーンペネトロメーターによる地耐力調査に全域について行う。【地耐力調査1haに1点とし、計画地表面50cmまで10cm毎に貫入速度を測定する。】		1-3 地耐力調査	コーンペネトロメーターによる地耐力調査に全域について行う。【地耐力調査1haに1点とし、計画地表面50cmまで10cm毎に貫入速度を測定する。測定回数は3回とする。】	
農地編-46	3-8 道路用排水路 縦断計画		農地編-46	3-8 道路用排水路 縦断計画		
	4 施設設計 4-1 道路、用排水路 標準断面図作成	道路、用排水路について各タイプ別に標準断面図を作成する。 【φ300以下の送配水路を含む。】		4 施設設計 4-1 道路、用排水路 標準断面図作成	道路、用排水路について各タイプ別に標準断面図を作成する。 【φ300以下の送配水管路を含む。【5 機場工～10 河川放流工】の施設及びため池の取水堰等重要構造物の用排水施設は別途指示する。】	
	6 送配水管路工 6-1 水理計算、構造計算	水理計算及び標準断面における構造計算を行い、管種を選定する。 【φ350～φ600の送配水路を含む。】 【電子計算機によるウォーターハンマーの詳細計算は除く。】		6 送配水管路工 6-1 水理計算、構造計算	水理計算及び標準断面における構造計算を行い、管種を選定する。 【φ350～φ600の送配水管路に適用する。φ300以下の送配水管路は【4 施設設計】に含まれている。】 【電子計算機によるウォーターハンマーの詳細計算は除く。】	
農地編-47	10 河川放流工 10-1 設計図作成		農地編-47	10 河川放流工 10-1 設計図作成		
	15 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。		15 点検取りまとめ	設計計算書、図面等の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。	
	ほ場整備設計作業内訳表<<実施設計>>			ほ場整備設計作業内訳表<<基本設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
農地編-48	4 施設設計 4-1 道路、用排水路 標準断面図作成		農地編-48	4 施設設計 4-1 道路、用排水路 標準断面図作成		
	縦断計画図に基づき、路線別に道路用排水路の標準断面図を作成する。 【φ300以下の送配水路を含む。】			縦断計画図に基づき、路線別に道路用排水路の標準断面図を作成する。 【φ300以下の送配水路を含む。【5 機場工～11 河川放流工】の施設及びため池の取水堰等重要構造物の用排水施設は別途指示する。】		
農地編-49	7 農道橋梁工 7-1 設計図作成		農地編-49	7 農道橋梁工 7-1 設計図作成		
	上部構造の構造計算、下部構造の安定計算、基礎工の計算並びに附带施設構造物の構造計算を行い、構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図を作成する。 【仮設図含む。】【道路構造令の適用になるような橋梁は適用しない。】			上部構造の構造計算、下部構造の安定計算、基礎工の計算並びに附带施設構造物の構造計算を行い、構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図を作成する。【支間15m以下の農道直橋を標準とする】 【仮設図含む。】【道路構造令の適用になるような橋梁は適用しない。】		
	11 河川放流工 11-1 設計図作成	水理、構造計算を行い、詳細設計図を作成する。 【配筋図、仮設図及び協議用図面を含む。】【県管理の河川以下で道路と共用しない高さ5m以下の堤防を標準とする。】		11 河川放流工 11-1 設計図作成	水理、構造計算を行い、詳細設計図を作成する。 【配筋図、仮設図及び協議用図面を含む。】【県管理の河川以下で道路と共用しない高さ5m以下の堤防を標準とする。放流工断面はH1.5m×B1.5m×1連程度】	
農地編-50	3-5 畑地かんがい施設設計 畑地かんがい施設設計作業内訳表<<構想設計>>		農地編-50	3-5 畑地かんがい施設設計 畑地かんがい施設設計作業内訳表<<構想設計>>		

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	4 揚配水計画 4-1 基本構想	地形、水源位置、水利用目的等を勘案し、1/5,000 図で地区に適した経済的な揚配水計画を概算工事費やランニングコストにより比較検討し決定する。		4 揚配水計画 4-1 基本構想	地形、水源位置、水利用目的等を勘案し、1/5,000 図で地区に適した経済的な揚配水計画を概算工事費やランニングコストにより比較検討し決定する。 【数量は概算、概算工事費は複合単価や事例単価による】	
	6 幹線、支線用水路の設計 6-1 計画路線の検討	図上及び概査に基づき路線の概略決定を行う。		6 幹線、支線用水路の設計 6-1 計画路線の検討	図上及び概査に基づき路線の概略決定を行う。 【6-1～6-5はローテーションブロック入り口の用水路とし、概略の比較検討を含む】	
	7 末端配管施設の設計 7-1 縦断計画図作成	縦断図は作成せずローテーションブロック内の支線水路について 1/1,000 図より水力計算上必要な標高及び距離を求める。		7 末端配管施設の設計 7-1 縦断計画図作成	縦断図は作成せずローテーションブロック内の支線水路について 1/1,000 図より水力計算上必要な標高及び距離を求める。 【1/1,000図上でのローテーションブロック内の配管施設設計。7-2、7-4、7-6の作業項目は、多目的利用の場合は別途指示する。】	
農地編-51	14 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	農地編-51	14 点検取りまとめ	設計計算書、図面等の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	
	畑地かんがい施設設計作業内訳表<<基本設計>>			畑地かんがい施設設計作業内訳表<<基本設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	1-2 土壌調査	25haに1点試坑し、土壌断面の観察と分析試料の採取を行う。又、1haに1点検土杖により試穿調査を行い、土壌分析結果と合わせ土壌等を区分する。		1-2 土壌調査	25haに1点試坑し、土壌断面の観察と分析試料の採取を行う。又、1haに1点検土杖により試穿調査を行い、土壌分析結果と合わせ土壌等を区分する。 【土壌分析は別途指示する】	
	1-3 用水量調査	代表する作物のほ場で、テンシオメーター又は電極を設置して用水量を実測する。 【観測期間は、用水量のピーク期を中心に 3 ヶ月とする。1ヶ所3層の測定とし、1 地区当たり4ヶ所とする。】		1-3 用水量調査	代表する作物のほ場で、テンシオメーター又は電極を設置して用水量を実測する。 【観測期間は、用水量のピーク期を中心に 3 ヶ月とする。1箇所3層の測定とし、1 地区当たり4箇所を標準とする。】	
	1-4 土壌水分特性調査	用水量観測位置、層の土壌水分特性を調査する。 【24時間容水量～生長阻害点までの水分量と pH又は抵抗値の関係を明らかにする。】		1-4 土壌水分特性調査	用水量観測位置、層の土壌水分特性を調査する。 【24時間容水量～生長阻害点までの水分量と pF (しおれ点) 又は抵抗値の関係を明らかにする。】	
	2-5 水源流量	収集資料により低水解析を行い、長期及び基準年、平水年の水源流量を決定する。	農地編-52	2-5 水源流量	収集資料により低水解析を行い、長期及び基準年、平水年の水源流量を決定する。 【長期の水収支計算の場合は別途指示する】	
農地編-52	6 幹線、支線用水路の設計 6-1 計画路線の検討	現地を概査し、必要に応じ図測縦断図を作成し事例単価による比較検討を行う。		6 幹線、支線用水路の設計 6-1 計画路線の検討	現地を概査し、必要に応じ図測縦断図を作成し事例単価による比較検討を行う。 【6-1～6-7はローテーションブロック入り口の用水路とし、概略の比較検討を含む】	
	7 末端配管施設の設計 7-1 縦断計画図作成	【1/1,000 図上でローテーションブロック内の配管施設設計。】 ローテーションブロック内の支線水路について 1/1,000 図より概略縦断計画図を作成し、管種及び主要附帯工を記入する。		7 末端配管施設の設計 7-1 縦断計画図作成	【1/1,000 図上でローテーションブロック内の配管施設設計。7-2、7-4、7-6の作業項目は、多目的利用の場合は別途指示する。】 ローテーションブロック内の支線水路について 1/1,000 図より概略縦断計画図を作成し、管種及び主要附帯工を記入する。	
	8 ファームボンド及び配水の設計 8-1 設計図作成	主要部の構造計算を行い、構造図を作成する。 【配筋図は断面配筋図とする。】	農地編-53	8 ファームボンド及び配水の設計 8-1 設計図作成	主要部の構造計算を行い、構造図を作成する。 【V=500m3RC無蓋構造を標準とする。基礎処理工は別途指示する】 【配筋図は断面配筋図とする。】	
	9 管理用道路の設計	ファームボンド、用水機場等の管理用道路のルート、構造規格を決定する。		9 管理用道路の設計	ファームボンド、用水機場等の管理用道路 計画 のルート、構造規格を決定する。	
農地編-53	11 水管橋の設計 11-1 設計図作成	主要部の構造計算を行い、構造図及び概略仮設計画図を作成する。 【配筋図は断面配筋図とする。】		11 水管橋の設計 11-1 設計図作成	主要部の構造計算を行い、構造図及び概略仮設計画図を作成する。 【φ200～500mm 1スパンパイプビーム形式を標準とする。】	
	16 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。		16 点検取りまとめ	設計計算書、図面等の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	
	畑地かんがい施設設計作業内訳表<<実施設計>>			畑地かんがい施設設計作業内訳表<<実施設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	5 幹線、支線用水路の設計 5-1 計画路線の検討	現地を十分調査し、必要に応じ図測縦断図を作成し、管材、主要異形管、主要附帯工を計上した比較検討を行う。	農地編-54	5 幹線、支線用水路の設計 5-1 計画路線の検討	現地を十分調査し、必要に応じ図測縦断図を作成し、管材、主要異形管、主要附帯工を計上した比較検討を行う。 【5-1～5-7はローテーションブロック入り口の用水路とし、概略の比較検討を含む】	

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
農地編-54	6 末端配管施設の設計 6-1 縦断計画図作成	【1/1,000 図上でローテーションブロック内の配管施設設計。】 ローテーションブロック内の支線水路について貸与された実測縦断図又は、1/1,000 図を利用した図測縦断図に管路計画の詳細を記入する。	6 末端配管施設の設計 6-1 縦断計画図作成	6 末端配管施設の設計 6-1 縦断計画図作成	【1/1,000 図上でローテーションブロック内の配管施設設計。】 【管割の記入は含まない】 ローテーションブロック内の支線水路について貸与された実測縦断図又は、1/1,000 図を利用した図測縦断図に管路計画の詳細を記入する。	
	7 ファームボンド及び配水の設計 7-1 設計図作成	必要な構造計算を行い、構造図、配筋図、土工図、出入口構造図及び配管図等を作成する。		7 ファームボンド及び配水の設計 7-1 設計図作成	必要な構造計算を行い、構造図、配筋図、土工図、出入口構造図及び配管図等を作成する。 【V=500m3RC無蓋構造を標準とする。基礎処理工は別途指示する】	
農地編-56	3-6-1 農道-現況調査計画 農道-現況調査計画作業内訳表<<基本設計>>		農地編-56	3-6-1 農道-現況調査計画 農道-現況調査計画作業内訳表<<基本設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	1-5 道路、鉄道概況及び交通量調査	交通量について現地調査を行い現有資料を補足する。 (補足説明) 交通調査は、観測日数N日、調査地点数Pカ所とする。 なお、調査時期、調査カ所については打合せ時に協議して指示する。		1-5 道路、鉄道概況及び交通量調査	交通量について現地調査を行い現有資料を補足する。 (補足説明) 交通量調査は、観測日数N日、調査地点数P箇所とする。 なお、調査時期、調査箇所については打合せ時に協議して指示する。	
	2-9 経済効果	所定様式により、 生物生産・品質向上・維持管理費節減・営農にかかる走行費節減・一般交通経費節減 についての効果、及び総費用を算定し、 総便益費を求める。 (経済効果算定に必要な図面・資料作成を含む。)		2-9 経済効果	所定様式により、 経済効果 を算定する。(経済効果算定に必要な図面・資料作成を含む。)	
農地編-57	3-6-2 農道-道路計画設計 農道-道路計画設計作業内訳表<<構想設計>>		農地編-57	3-6-2 農道-道路計画設計 農道-道路計画設計作業内訳表<<構想設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	1 現地調査	1/5,000 地形図により、関係機関、地元等の意見構想を聞き取り、概定ルートを図上検討する。		1 現地調査	1/5,000 地形図により、関係機関、地元等の意見構想を聞き取り、概定ルートを図上検討する。 (補足説明) 現況調査計画(構想)時に実施した現地調査結果の取りまとめを行う。計画する路線付近の地形が1/5,000地形図と大幅な違いがないか、地すべり、崩壊箇所等の痕跡、兆候の有無等 ^を 注意して踏査する。また、計画路線付近に支障となる諸施設の有無及び規模について調査する。	
	2 線形計画・設計 2-1 線形計画・設計基本方針	1/5,000 地形図により、種々条件を考慮し、図上での計画を行う。		2 線形計画・設計 2-1 線形計画・設計基本方針	1/5,000 地形図により、種々条件を考慮し、図上での計画を行うととも に、作業計画を樹立する。 (補足説明) 現況調査計画の基本設計に基づき、対象とする車両、交通量、営農施設の配置計画に基づき、対象とする車両、交通量、営農施設の配置(計画)、支障となる地形、地物などを考慮して、設計基本計画方針を定め、以下2-2から2-5の作業項目について、図上で検討を行う。	
	2-5 交差点計画	関係機関、地元等の意見を聞き取り、位置の概定を行う。		2-5 交差点計画	関係機関、地元等の意見を聞き取り、位置の概定を行う。 【平面交差】	
5 附帯構造物設計図作成	経験に基づき検討し、附帯構造物の必要な箇所に既往の事例を参考とし、工種別、タイプ別に標準断面図を作成する。 【ヒューム管、コルゲート管等既成品使用、10箇所/1km程度、ブロック、フェンス、法面工等、4タイプ程度の小規模構造物を対象とする。】	5 附帯構造物設計図作成	経験に基づき検討し、附帯構造物の必要な箇所に既往の事例を参考とし、工種別、タイプ別に標準断面図を作成する。 【ヒューム管、コルゲート管等既成品使用、10箇所/1km程度、ブロック、フェンス、法面工等、4タイプ程度の小規模構造物を対象とする。】 (補足説明) 当業務の作業項目「2 線形計画・設計」で概定された計画路線に必要と想定される付帯構造物(作業項目「6 大型構造物の計画設計・図面作成」の対象構造物を除く)について、1/5,000図面上で工種、構造、規模を概定して標準断面図を作成する。(法面保護工のうち、種子吹付、モルタル吹付工は等作業に含むが、ロックアンカーを伴うフレーム工法等は、作業項目「6 大型構造物の計画設計・図面作成」による。)			
8 工事数量計算 8-1 土工、法面工等	100m毎の横断により工事数量概算を行う。	農地編-58	8 工事数量計算 8-1 土工、法面工等	100mごとの横断により工事数量概算を行う。 (補足説明) 100mごとの横断面図(大型構造物については別途工種毎の代表的断面図)について、単位当たり主要材料別(土工、コンクリート、鉄筋、型枠等)数量を算定し、これにより総数量を算出する。		

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
	8-2 附帯小構造物一式	構造物毎にm、m2、m3 等で算出する。		8-2 附帯小構造物一式	構造物毎にm、m2、m3 等で算出する。 (補足説明) 当業務の作業項目「5 付帯構造物設計図作成」で概定された構造物の工種毎の標準断面図から主要材料別「土工、コンクリート、鉄筋、型枠等」数量を算定し、これに延長あるいは箇所数を乗じて工事数量を算出する】	
	12 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。		12 点検取りまとめ	設計計算書、図面等の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	
農地編-58	農道-道路計画設計作業内訳表<<基本設計>>		農地編-59	農道-道路計画設計作業内訳表<<基本設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	1 現地調査	1/2,500 地形図により、位置概要要因を聞き取り、現地を概査して概定ルートを図示する。		1 現地調査	1/2,500 地形図により、位置概要要因を聞き取り、現地を概査して概定ルートを図示する。 (補足説明) 現況調査計画(基本)及び構想設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。 構想設計で概定されたルート付近の地形が1/2,500 地形図と大幅な相違が生じていないか、地すべり、崩壊等の痕跡、兆候の有無等を注意して踏査する。また、計画路線付近に工事施設及び補償上支障となる施設の有無と支障の程度について調べる。	
	2 線形計画・設計 2-1 線形計画・設計基本方針	現地調査を踏まえ、障害物、地質、必要な構造物等の把握を行い、以下業務の骨子を樹立する。		2 線形計画・設計 2-1 線形計画・設計基本方針	現地調査を踏まえ、障害物、地質、必要な構造物等の把握を行い、以下業務の骨子を樹立する。 (補足説明) 構想設計で1/5,000 地形図で検討された計画路線について、1/2,500地形図の精度で以下2-2 から2-5 の作業項目について図上で計算を行う。	
	2-4 構造物計画	現地条件を考慮し構造物の形式寸法を概定する。		2-4 構造物計画	現地条件を考慮し構造物の形式寸法を概定する。 (補足説明) 構想設計時に概定された構造物について、1/2,500 地形図から判断される状況などからその必要性を確認するとともに、追加する必要がある構造物の有無を検討し、構造物を設ける場所、工種、形式、寸法を概定する。	
	3-2 横断面設計図作成	1/2,500 地形図上 50mごとの測点について、図上計測により 1/200 の横断面設計図を作成する。		3-2 横断面設計図作成	1/2,500 地形図上 50mごとの測点について、図上計測により 1/200 の横断面設計図を作成する。 (補足説明) 切盛土量、法面保護工長等を表示する。	
	4 舗装計画・設計図作成	土質試験により、舗装厚の決定等を行い図面を作成する。		4 舗装計画・設計図作成	土質試験により、舗装厚の決定等を行い図面を作成する。【土質試験は特記仕様書の定めによる。】 (補足説明) 必要な土質試験値はCBR値で、少なくとも山地部、平地部を代表する1箇所程度のCBR室内試験値を貸与するか、別途実施するか特記仕様書の定めによる。	
	5 附帯構造設計図作成	現地条件を考慮し、比較検討のうえ、構造物の型式寸法、標準図面を作成する。 【ヒューム管、コルゲート管等既成品使用、10箇所/1km程度、ブロック、フェンス、法面工等、4タイプ程度の小規模構造物を対象とする。】	農地編-60	5 附帯構造設計図作成	現地条件を考慮し、比較検討のうえ、構造物の型式寸法、標準図面を作成する。 【ヒューム管、コルゲート管等既成品使用、10箇所/1km程度、ブロック、フェンス、法面工等、4タイプ程度の小規模構造物を対象とする。】 (補足説明) 当業務の作業項目「2 線形計画・設計」で概定された附帯構造物(作業項目「6 大型構造物の設計・図面作成」の対象構造物を除く。)について、1/2,500 図面上で設計し、その構造物の形式寸法、標準図面を作成する。法面保護工のうち、種子吹付、モルタル吹付工は当作業項目に含むが、もたれ擁壁及び、アースアンカー、ロックアンカーを伴うフレーム工法等は作業項目「6 大型構造物の設計・図面作成」による。	
	8 工事数量計算 8-1 土工、法面工等	50mごとの横断により工事数量概算を行う	14	8 工事数量計算 8-1 土工、法面工等	50mごとの横断により工事数量概算を行う (補足説明) 50mごとの横断面(大型構造物については別途工種毎の代表的断面図)について、単位当たり主要材料別(土工、コンクリート、鉄筋、型枠等)数量を算定し、総数量を算出する。	

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
	8-2 附帯小構造物一式	一般図より主要材料を概算で算出する。		8-2 附帯小構造物一式	一般図より主要材料を概算で算出する。 (補足説明) 当業務の作業項目「5 附帯構造物設計図作成」で概定された構造物の工種工種毎の標準断面図から主要材料別(土工、コンクリート、鉄筋、型枠等)素量を算定し、これに延長あるいは箇所数を乗じて工事数量を算出する。	
	9 概算工事費積算	事例単価や複合単価により概算工事費を算定する		9 概算工事費積算	事例単価や複合単価により概算工事費を算定する【工事費等を必要とする場合は別途指示する】	
	12 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。		12 点検取りまとめ	設計計算書、図面等の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。 【現況調査計画の点検照査とりまとめを含む。】	
農地編-59	農道-道路計画設計作業内訳表<<実施設計>>		農地編-61	農道-道路計画設計作業内訳表<<実施設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	1 現地調査	1/500 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。		1 現地調査	1/500 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。【土質調査は特記仕様書の定めによる。】 (補足説明) 基本設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。	
	2 線形計画・設計 2-1 線形計画・設計基本方針	概定した線形について、総合的に比較検討し、細部設計に資する。		2 線形計画・設計 2-1 線形計画・設計基本方針	概定した線形について、総合的に比較検討し、細部設計に資するとともに、作業計画を樹立する。	
	2-2 平面計画	1/500 実測平面図(20mピッチ測点入り)上に、車の走行に適したカーブ設定等、平面線形を決定する。		2-2 平面計画	1/500 実測平面図(20mピッチ測点入り)上に、車の走行に適したカーブ設定等、平面線形を決定する。【測量は特記仕様書の定めによる】	
	2-4 構造物計画	現地条件を考慮し構造物の形式寸法を概定する。		2-4 構造物計画	現地条件を考慮し構造物の形式寸法を概定する。 (補足説明) 基本設計時に概定された構造物について1/500 実測地形図から判断される地形状況等からその妥当性を検討するとともに1/500 の精度で、構造物の工種、設ける範囲、規模等を概定する。	
	3-2 横断面設計図作成	1/100 実測横断面図により、法面の安定対策工法等を検討し、横断面設計図を作成する。		3-2 横断面設計図作成	1/100 実測横断面図により、法面の安定対策工法等を検討し、横断面設計図を作成する。【測量は特記仕様書の定めによる。】 (補足説明) 施工法区分毎の切盛土量、法保護工長、用地幅等を表示する。	
	3-4 土量配分計画	土量配分を行い、建築機械の組合せ、土取場、土捨場の選定を行う。		3-4 土量配分計画	土量配分を行い、建設機械の組合せ、土取場、土捨場の選定を行う。 (補足説明) 流用土、搬出土(捨土)、搬入土(購入土)、等の土量配分を行う。	
	4 舗装計画・設計図作成	詳細土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。		4 舗装計画・設計図作成	詳細土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。【土質試験は特記仕様書の定めによる。(概ね200m、1箇所試験)】 (補足説明) 必要な土質試験資料は、C B R 値(200m前後に1箇所) サウンディング(φ600mm 以上、0.1~1.3km に1箇所)及びボーリング(φ600mm以上、0.5~1.0km に1箇所)で、試験値は貸与するか、別途実施するか特記仕様書の定めによる。	
	5 附帯構造物設計図作成	工事発注の為の構造計算等、詳細設計を行い、設計図面を作成する。		5 附帯構造物設計図作成	工事発注の為の構造計算等、詳細設計を行い、設計図面を作成する。 (補足説明) 当業務の作業項目「2 線形計画・設計」で概定された附帯構造物(作業項目「6 大型構造物の設計・図面作成」の対象構造物を除く。)について、1/500 図面(あるいは1/100実測横断面図)上で設計する。法面保護工のうち、種子吹付、モルタル吹付工は当作業項目に含むが、もたれ擁壁及び、アースアンカー、ロックアンカーを伴うフレーム工法等は作業項目「6 大型構造物の設計・図面作成」による。	

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
	11 特別仕様書作成	工事実施が可能な特別仕様書を作成する。(工事単位毎)	農地編-62	11 特別仕様書作成	工事実施が可能な特別仕様書を作成する。(工事単位毎) (補足説明) 既施工地区における特別仕様書を参考に本対象業務について、工事実施のための必要な特別仕様書を作成する。	
	13 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。		13 点検取りまとめ	設計計算書、図面等の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	
農地編-60	3-6-2 農道-道路トンネル設計 農道-道路トンネル設計作業内訳表<<基本設計>>		農地編-63	3-6-2 農道-道路トンネル設計 農道-道路トンネル設計作業内訳表<<基本設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	1 現地調査	地形、地質等トンネル設計に必要な調査を行う。		1 現地調査	地形、地質等トンネル設計に必要な調査を行う。【測量、地質調査は特記仕様書の定めによる。】 (補足説明) 道路計画設計(基本)時に実施した現地調査結果の確認を行う。	
	2 資料の検討	地質調査資料等の解析と内容を把握する。		2 資料の検討	地質調査資料等の解析と内容を把握する。 (補足説明) 地質調査資料等の解析・評価に当たって、トンネルタイプ(支保工、履工等)の判断材料とする他、施工時の地下水の湧出、地下ガスの噴出、完成後の地下水脈の切断その他環境への影響の可能性等についても検討する。実施設計までに追加調査すべき地質調査等について提言する。	
	3 設計計画	標準タイプ及び断面の検討、地質評価によるトンネルタイプ別延長概略を決定する。		3 設計計画	標準タイプ及び断面の検討、地質評価によるトンネルタイプ別延長概略を決定するとともに、作業計画を樹立する。 (補足説明) 貸与資料、現地調査等から指示する基本条件を1/2,500 地形図で検討し、上記基本事項を決定する。	
	4 杭門工の設計	概略構造計算に基づき図面を作成する。		4 杭門工の設計	概略構造計算に基づき図面を作成する。 (補足説明) トンネル出入口部の地山地形、地質条件を考慮して、杭門工を設ける位置を概定し、杭門正面の断面について概略構造計算を行ない、図面を作成する。	
	5 構造計画	タイプ別に概略の構造計算を行い標準断面図を作成する。		5 構造計算	タイプ別に概略の構造計算を行い標準断面図を作成する。 (補足説明) トンネルタイプ別に各1断面を対象に、標準設計等を利用して構造計算を行い、支保工、履工等の諸元を概定する。構造計算を実施するタイプ別の代表断面について、標準断面図を作成する。	
	6 平面、縦横断面	概略タイプ別区分を記入した図面を作成する。		6 平面、縦横断面	概略タイプ別区分を記入した図面を作成する。 (補足説明) 縮尺の標準は、縦1/200、横1/1,000 とし、測点間隔は100mとする。	
	8 数量計算	トンネルタイプ別に概略数量計算を行う。		8 数量計算	トンネルタイプ別に概略数量計算を行う。 (補足説明) トンネルタイプ別に、掘削土量、履工コンクリート、支保工、型枠、グラウト量、鉄筋量(コンクリート量に対する割合から算出)等の概略数量を算出する。 (削除)	
	12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。				
	13 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。		12 点検取りまとめ	設計計算、図面等の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	
	農道-道路トンネル設計作業内訳表<<実施設計>>		農地編-64	農道-道路トンネル設計作業内訳表<<実施設計>>		

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
	1 現地調査	地形、地質等トンネル設計に必要な調査を行う。		1 現地調査	地形、地質等トンネル設計に必要な調査を行う。 【測量、地質調査は特記仕様書の定めによる。】 (補足説明) 道路計画設計(実施)時および道路トンネル設計の基本設計時に実施した現地調査結果の確認を行う	
	3 設計計画	実施断面による構造の詳細検討、トンネルタイプ別延長及び掘削工法の詳細を決定する。		3 設計計画	実施断面による構造の詳細検討、トンネルタイプ別延長及び掘削工法の詳細を決定するとともに、作業計画を樹立する。 (補足説明) 貸与資料、現地調査等から指示する基本条件を1/500 実測地形図で検討し、上記基本事項を決定する。	
	4 坑門工の設計	実施断面による構造の詳細設計に基づき図面を作成する。		4 坑門工の設計	実施断面による構造の詳細設計に基づき図面を作成する。 (補足説明) トンネル出入口部の地山地形、地質条件から本業務の作業項目7.「取付土工図」の作成と合わせ検討して坑門工の位置、構造を決定し、荷重条件に対応した断面米に構造計算を行い、配筋図その他詳細図を作成する。	
	5 構造計画	実施断面による詳細な構造計算に基づき詳細図を作成する。		5 構造計算	実施断面による詳細な構造計算に基づき詳細図を作成する。 (補足説明) トンネルタイプ別に各施工断面について構造計算を行ない、支保工、履工等の諸元を決定する。 トンネル実施断面における設計巻厚線、コンクリート打継目、支保工規格と建込み間隔等を記入する詳細図を作成する。	
	6 平面、縦横断面	地質縦断及びトンネルタイプを記入した詳細図を作成する。		6 平面、縦横断面	地質縦断及びトンネルタイプを記入した詳細図を作成する。 (補足説明) 縮尺の標準は、縦1/100、横1/500 とし、測点間隔は50mとする。	
	13 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。			(削除)	
	14 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。		13 点検取りまとめ	設計計算、図面等の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	
農地編-66	3-7 ため池改修設計		農地編-70	3-7 ため池改修設計		
	ため池改修設計作業内訳表<<実施設計>>			ため池改修設計作業内訳表<<実施設計>>		
	作業項目	作業内容		作業項目	作業内容	
	2 設計基本計画 2-1 設計作業の基本方針	堤体・洪水吐・取水設備等の相互の関連を検討し、設計作業の基本方針を作成する。		2 設計基本計画 2-1 設計作業の基本方針	堤体・洪水吐・取水施設等の相互の関連を検討し、設計作業の基本方針を作成する。	
	6 取水設備の設計 6-1 基本設計	位置等の設計計画を行う。ゲート・開閉装置の概略設計を含む。		6 取水施設の設計 6-1 基本設計	位置等の設計計画を行う。ゲート・開閉装置の概略設計を含む。	

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)		頁	改正		備考
森林整備保全 森林保全編-23	第3編 森林整備保全 設計編		森林整備保全 森林保全編-23	第3編 森林整備保全 設計編		以下国の改訂による
	第2章 治山設計業務			第2章 治山設計業務		
	第3 流路工			第3 流路工		
	第10条 成果物	受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第17条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。		第10条 成果物	受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第17条成果物の提出に従い納品するものとする。	
森林保全編-42	第6 防潮工（海岸防災林造成）		森林保全編-42	第6 防潮工（海岸防災林造成）		
	第28条 基本設計 2 設計計画及び資料収集・整理 (2) 使用する基準及び図書	ア 受注者は、「治山技術基準」（林野庁）及び「漁港・漁場の施設の設計参考図書」（平成27年7月17日水産庁）に準拠し、設計業務を実施しなければならない。		第28条 基本設計 2 設計計画及び資料収集・整理 (2) 使用する基準及び図書	ア 受注者は、「治山技術基準」（林野庁）及び「漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023年版 」（水産庁）に準拠し、設計業務を実施しなければならない。	
森林保全編-69	第4条 一車線林道実施設計		森林保全編-69	第4条 一車線林道実施設計		
	(3) 平面・縦断設計	平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。		(3) 平面設計	平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。	
	((4) 新設)			(4) 縦断設計	縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。	
森林保全編-70	(4)～(5) 番号送り			(5)～(6) 番号送り		
	((7) 新設)		森林保全編-70	(7) 林業作業用施設の設計計画	林業作業用施設の設計計画は、現地調査の結果及び設計条件及び現場実態等に基づき、適切な種類及び規模を選定し、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。	
	(6)～(12) 番号送り			(8)～(13) 番号送り		

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
地質・土質	地質・土質調査業務共通仕様書(農林土木工事) 第1編 共通編	地質・土質	地質・土質調査業務共通仕様書(農林土木工事) 第1編 共通編	
共通編-2	<p>第1条 適用</p> <p>3 特記仕様書、図面、共通仕様書若しくは指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>1 共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「発注者」とは、知事及び知事の委任を受けて業務委託契約の締結を行うかい長をいう。</p> <p>(2) 「受注者」とは、地質・土質調査業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>(5) 「業務代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(6) 「主任技術者」とは、現場における業務施行の技術上の管理を司る者で、約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(11) 「契約書」とは、「業務委託契約の書式の改正について」(平成11年3月17日付け管第508号農林水産部長・土木部長・都市住宅部長通知)に基づいて作成された書類をいう。</p>	共通編-3	<p>第1条 適用</p> <p>3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「発注者」とは、契約担当者(静岡県財務規則第2条に規定する契約担当者)をいう。</p> <p>(2) 「受注者」とは、地質・土質調査業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>(5) 「業務代理人等」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う業務代理人及び主任技術者で、約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(6) 「主任技術者」とは、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。</p> <p>(11) 「契約書」とは、静岡県が定めた「業務委託契約書」をいう。</p>	<p>字句修正</p> <p>番号削除</p> <p>字句修正 字句修正</p> <p>主任技術者を追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
共通編-3	(31) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、承諾については署名を、それ以外の場合は記名したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メール又はファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。	共通編-4	(31) 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名又は押印を含む)したものを有効とする。	字句修正
共通編-4	<p>((39) 新設)</p> <p>((40) 新設)</p> <p>((41) 新設)</p>	共通編-5	<p>(39) 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>(40) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>(41) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>
共通編-6	<p>第10条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2 (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において記名のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p>	共通編-7	<p>第10条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2 (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p>	照査要領の変更による

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
	<p>第11条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>		<p>第11条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>	<p>「低価格入札」関係：県基準と異なるため削除</p>
共通編-7	<p>第12条 打合せ等</p> <p>1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>(4 新設)</p> <p>(5 新設)</p>	共通編-8	<p>第12条 打合せ等</p> <p>1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>4 打合せの想定回数は、設計図書による。</p> <p>5 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>	<p>字句修正</p> <p>新設</p> <p>新設</p>
	<p>第13条 業務計画書</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(11) その他</p> <p>なお、(11)その他には、第32条個人情報の取扱い、第33条安全等の確保及び第37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、仮設物は、設計図書に指定されたものを除き受注者の責任において行うものとする。</p>		<p>第13条 業務計画書</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(11) その他</p> <p>なお、(11)その他には、第32条個人情報の取扱い、第33条安全等の確保及び第37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>仮設物は、設計図書に指定されたものを除き受注者の責任において行うものとする。</p>	一部追加
共通編-9	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和5年3月）（以下「要領」）」というに基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年10月）」に基づくものとする。</p>	共通編-10	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・最新版）（以下「要領」）」というに基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年10月）」に基づくものとする。</p>	字句修正
	<p>第20条 検査</p> <p>2 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>		<p>第20条 検査</p> <p>2 発注者は、地質・土質調査業務等の検査に先立って受注者に対して、検査日を連絡するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>	字句修正
共通編-11	<p>第25条 一時中止</p>	共通編-12	<p>第25条 一時中止</p>	

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
	(5) 第三者及びその財産、受注者、協力者等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合		(5) 第三者及びその財産、受注者、 使用人 等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合	字句修正
共通編-12	第32条 個人情報の取扱い 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、測量業務等に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律、 静岡県個人情報保護条例 等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	共通編-13	第32条 個人情報の取扱い 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、測量業務等に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は 毀損 の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	法令の改廃による削除 字句修正
共通編-13	9 ((1) 新設) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 第33条 安全等の確保 3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう 協力者 等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	共通編-14	9 管理の確認等 (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。 (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。	新設 番送り
共通編-14	5 ((6) 新設) 7 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び 協力者 等の安全確保に努めなければならない。	共通編-15	第33条 安全等の確保 3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう 使用人 等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	字句修正
共通編-14	5 ((6) 新設) 7 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び 協力者 等の安全確保に努めなければならない。	共通編-14	5 ((6) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。 7 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び 使用人 等の安全確保に努めなければならない。	新設 字句修正
共通編-17	第38条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 協力者 等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。	共通編-17	第37条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 使用人 等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。	字句修正
	(第40条 新設)	共通編-18	第40条 環境負荷低減への取組 受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境法令を遵守するとともに、環境負荷低減への取組に努めるものとする。 (環境負荷低減への取組例) (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用 (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達 (4) 生物多様性に配慮した事業実施 (5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施	新設

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
農地編	第2編 農地 地質・土質調査編	農地編	第2編 農地 地質・土質調査編	
農地編-6	<p>第1章 ボーリング調査 第1節 機械ボーリング</p> <p>第3条 調査等 5 検尺は次の各号によるものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。</p> <p>第4条 成果物 1 成果物は、次のものを提出するものとする。 (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(案)(国土交通省・平成20年12月)に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p>	農地編-6	<p>第1章 ボーリング調査 第1節 機械ボーリング</p> <p>第3条 調査等 5 検尺は次の各号によるものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔現場のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。</p> <p>第4条 成果物 1 成果物は、次のものを提出するものとする。 (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p>	字句追加
農地編-9	<p>第3章 サウンディング 第1節 標準貫入試験</p> <p>第3条 成果物 試験結果及び保存用試料は、JIS A1219(標準貫入試験方法)及び地質・土質調査成果電子納品要領(案)(国土交通省・平成20年12月)に従って整理し提出するものとする</p> <p>第2節 スクリューウエイト貫入試験(スウェーデン式サウンディング試験)</p> <p>第4条 目的 スクリューウエイト貫入試験(スウェーデン式サウンディング試験)は、比較的浅い原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p>	農地編-9	<p>第3章 サウンディング 第1節 標準貫入試験</p> <p>第3条 成果物 試験結果及び保存用試料は、JIS A1219(標準貫入試験方法)及び地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)に従って整理し提出するものとする</p> <p>第2節 スクリューウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)</p> <p>第4条 目的 スクリューウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)は、比較的浅い原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p>	更新修正 字句追加
農地編-12	<p>第4章 原位置試験 第1節 孔内載荷試験</p> <p>第2条 試験等 1 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>第3条 成果物 1 成果物は、次のものを提出するものとする。 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>	農地編-12	<p>第4章 原位置試験 第1節 孔内載荷試験</p> <p>第2条 試験等 1 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>第3条 成果物 1 成果物は、次のものを提出するものとする。 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>	改訂
農地編-13	<p>第2節 地盤の平板載荷試験</p> <p>第5条 試験等 1 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(地盤の平板載荷試験方法)によるものとする。</p> <p>第6条 成果物 1 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(地盤の平板載荷試験方法)によるものとする。</p>	農地編-13	<p>第2節 地盤の平板載荷試験</p> <p>第5条 試験等 1 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(平板載荷試験方法)によるものとする。</p> <p>第6条 成果物 1 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(平板載荷試験方法)によるものとする。</p>	名称変更 名称変更

農林土木業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和6年2月)	頁	改正	備考
農地編-14	<p>第5節 現場透水試験</p> <p>第14条 試験等 試験方法及び器具は、JGS 1314（単孔を利用した現場透水試験方法）によるものとする。</p> <p>第15条 成果物 1 成果物は、次のものを提出するものとする。 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1314（単孔を利用した現場透水試験方法）によるものとする。</p>	農地編-14	<p>第5節 現場透水試験</p> <p>第14条 試験等 試験方法及び器具は、JGS 1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。</p> <p>第15条 成果物 1 成果物は、次のものを提出するものとする。 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。</p>	修正
農地編-16	<p>第5章 解析等調査業務</p> <p>第2条 業務内容 4 断面図等の作成 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p>	農地編-16	<p>第5章 解析等調査業務</p> <p>第2条 業務内容 4 断面図等の作成 (2) 土質又は地質断面図等の作成。（断面図は着色するものとする。）</p>	改訂
農地編-27	<p>第12章 土質試験</p> <p>第1条 試験法 1 採取された試料の土質試験は、特に定めがない限り次の各号によるものとし、併せて土質試験法等を参考にするものとする。 (1) 土質試験のための乱した土の試料調製方法 JIS A 1201</p>	農地編-27	<p>第12章 土質試験</p> <p>第1条 試験法 1 採取された試料の土質試験は、特に定めがない限り次の各号によるものとし、併せて土質試験法等を参考にするものとする。 (1) 地盤材料試験のための乱した土の試料調製方法 JIS A 1201</p>	改訂